

令和7年度 京都市立朱雀第六小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1)目的

「いじめ」は、子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、受けたいじめ被害は、その後の社会への適応障害につながる大きな要素になるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、深刻な人権問題である。

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

学校の中では、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、国における検証(課題意識)及び「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定(平成29年3月14日付)や「本市の現状分析・課題及び学校が実施する施策」を踏まえて改定された「京都市いじめ防止等取組指針(平成29年9月改定)」に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2)基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるということ認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校いじめ防止におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1)いじめ対策委員会の構成 ※緊急対応時はこの限りではない

委員会名 朱雀第六小学校 いじめ対策委員会

構成員(職名又は校務分掌)

校長 教頭 主幹教諭(教務主任) 生徒指導主任 生徒指導委員会

養護教諭(教育相談主任) スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

(2)委員会の役割と取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有化
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対策の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識の向上(必要に応じて)

(3)開催時期 定例委員会 毎月生徒指導委員会後に開催する

(緊急対応の場合は、この限りでない)

(4)児童・保護者への周知方法

保護者配布プリント、ホームページへの掲載 朝会等での児童への発信伝達

3 学校いじめ防止プログラム

(1)学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・学習規律を統一しながら積み上げていくことで、全ての児童が安心して学習に臨める環境を整える。
- ・日頃より、聞く態度の育成を大切にし、安心して意見を述べられる雰囲気を作る。
- ・計画的に学習機器の充実や更新を図ったり、小修繕を進めたりしていくことで、授業が効率よく進められるようにする。

イ 授業改善の充実(「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」)

- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・ペアやグループでの話し合い等を核にし、言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・非行防止教室などの取組を進める。
- ・家庭学習への積極的な支援を進める。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・授業参観日に、「道徳」の授業を位置づけ、児童の学習する姿を通して、学校が大切にしていることを保護者に伝え、理解や協力を求める。
- ・毎月の「ともだちの日」を設定し、各月のテーマに沿った授業の実践を通して道徳性を育む。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事(運動会や学習発表会)を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・児童会が中心となり、様々な児童集会を運営していくことで、集団の一員としての自覚を深め、望ましい人間関係の育成を図る。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・学級での係活動などを通じて、児童の自発性・創造性を伸ばし、自己有用感や自己肯定感を高める。
- ・本校の人権学習の中でも、「いじめ問題」を取り上げる。また、児童会と共に、人権標語を作成する。

(2)いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報につ

いては、必要に応じて、「いじめ対策委員会」での情報を共有する。

- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、生徒指導部会の教員を通して全教職員で共有する。
- ・重大事案については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等を検討ののち、全教職員で情報を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

① アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月、11月に実施。クラスマネジメントシートも活用する。
- ・学校評価の児童によるアンケート(記名式)において、「いじめ」の項目を入れ実態の把握に努める。

② 教育相談の実施

- ・いじめアンケートの結果をもとに、相談活動を行い、児童の観察に努める。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ①相談活動を通していじめ問題に関わる事案として認知したことに関しては、引き続き状況を細やかに把握し、全教職員で情報を共有する。
- ②教職員はそれぞれの立場から事象に向き合い、問題解決に向けて児童や保護者との対応や指導を進め、解決に向けた取組を継続させる。

(3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、必要に応じて「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告(些細なことや疑いを含め)があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

⇒フローチャート図 末尾参照

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・誹謗中傷の発見や報告(些細なことや疑いを含め)があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ネット上での関わりを持った児童を把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。

- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・学校全体での継続的な指導・支援を行い、「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」が確認できるまでは支援を継続する。確認は、いじめを受けた児童への面談等によって行い、いじめ解消の判断は複数の教員(いじめ対策委員会)により行う。
- ・道徳や人権学習の参観授業や学級懇談会等の機会に、子どもの人権意識や友達との関わりについて話題提供を行い、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。

(4)教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・教職員一人一人が朱雀第六小学校「学校いじめ防止基本方針」を十分理解し、いじめ事案に対する認識を共有する。
- ・いじめ防止等のための取組を実践し、いじめ対策委員会を中心に、資質能力の向上を図る。
- ・事案発生の際には、個人で抱えこまず、チーム学校としての取組を推進できるよう、日常からの情報共有を進める。また、スクールカウンセラーの協力の下、専門的な観点からの助言も活用する。

イ 実施時期

- ・年度初めの会議において、「学校いじめの防止等基本方針」を共有し、年間計画とそれぞれの役割を明確にする。
- ・年間数回の生徒指導校内研修会を開催し、指導主事などから講演を聞いて見識を深めたり、児童の状況を確認したり、児童へのアンケート結果の分析を進めたりしながら、いじめ防止プログラムのPDCAサイクルの確認と見直しを進める。
- ・毎月1回、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1)地域・家庭との連携の推進に向けて

朱雀第六小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「朱雀第六小学校いじめ防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。

(2)関係機関との連携の推進に向けて

平素からスクールカウンセラー・スクールサポーター(京都府警察)・所轄の警察署との連携を密にしておく。

(3)非行防止教室の実施

スクールサポーター(京都府警察)と連携をし、『「いじめ」は犯罪』と厳しい姿勢で、学年に応じた授業を随時行う。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及び保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態は法において、

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

と定義されているが児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、

- ア 事実関係を明確にする調査。
- イ 必要に応じた適切な保護者への情報提供。
- ウ 京都市教育委員会への調査結果の報告。
- エ 調査結果を踏まえた適切な処置。
- オ 同種の事態発生防止に向けた取組の推進 等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体となった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等へのお知らせ 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ・生徒指導の取組を4つの視点で振り返る① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・「あいさつ運動」強化週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2～6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観① ・学級懇談会①の中で保護者へお知らせ ・個人懇談会

5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、見守りたい児童の確認」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、見守りたい児童の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間の講話の中で、きまりを守ることについて話す ・1年生を迎える会 ・縦割り活動の結団式 <p>【6年】修学旅行</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」でお知らせ ・学校運営協議会で説明①
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なかまづくり」の授業を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施(1～6年)、学年集約と共有① ・結果をもとに教育相談(個別面談)① 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日参観(道徳を位置付ける)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「学校評価の実施に向けて」① 「夏季休業中へ向けての確認事項」 ・生徒指導の取組を4つの視点で振り返る② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話をする <p>【5年】花背山の家宿泊学習 【6年】京キッズ会議 【2・4・6年】非行防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施① 学年集約と共有 ・学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・地生連で「いじめ問題」の講演会 ・合同パトロール
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修(いじめ問題)に向けて」 ・生徒指導校内夏季研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 ・小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 ・生徒会・児童会交流会(小中連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートなどの結果分析と取組の見直し 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 			
10	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑦ ・職員会「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会(授業提案)に向けて」 ・生徒指導校内研修会③ 「授業を伴う研修会の実施」 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施(1～6年)、学年集約と共有② ・結果をもとに教育相談(個別面談)② 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 ・生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」 ・生徒指導の取組を4つの視点で振り返る③ 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・人権標語の作成と発表 <p>【6年】薬物乱用防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートなどの結果分析と取組の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習参観(道徳等) ・人権月間「学校だより」でお知らせ ・個人懇談会 ・合同パトロール

1	・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」②	【共通】 ・「あいさつ運動」強化週間 ・学習発表会 【4・5・6年】情報モラル教室	・学校評価の実施	・授業参観 ・地生連で広報
2	・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・生徒指導校内研修会⑤(年間反省) 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」	【共通】 ・作品展	・クラスマネジメントシートの実施②(4～6年)、学年集約と共有 ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約(全学年)	・新1年入学説明会で校長から講話 ・家庭地域教育学級で講演会 ・授業参観 ・学級懇談会③の中で保護者にお知らせ
3	・生徒指導の取組を4つの視点で振り返る④ ・いじめ対策委員会⑫ ・職員会 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」	【共通】 ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式	・アンケート原本の保管(5年保存)	・学校運営協議会で説明と評価③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめの防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

予 防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間を問わず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること (救済)
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (回復)
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ対策委員会)で行う。